

平成30年10月26日
京都市行財政局
サービス事業推進室

中心市街地重点路線等クリア作戦について

1 概要

平成23年10月から、四条通など都心部を中心に、京都府警察、京都運輸支局及び京都タクシー業務センター等の関係機関と合同で、違法駐車等に対する指導・啓発を実施し、バスやタクシーなどの公共交通機関の円滑な運行環境の確保と、市民・観光客が安心して歩くことのできる空間づくりを目指している。

2 実施状況

(1) 実施場所

四条通、烏丸通、河原町通、西大路通（毎月1回、いずれかの通りで実施。）

(2) 実施時間

午後1時30分～午後4時

（西大路通においては、バス専用レーンの時間帯（午後5時～午後7時）に合わせて実施。）

(3) 実施方法

違法駐車等をしている運転手には、駐（停）車禁止場所であること、タクシー乗車スペースの指定台数を超えて駐車するタクシー乗務員には、指定台数を超えた駐車はできないこと等を説明し、速やかに車両を移動するよう指導・啓発している。

(参考)

	指導・啓発件数（4月～9月分）		指導・啓発件数（年間）	
		1回当たり		1回当たり
30年度	1, 217 (198)	202.8 (33)		
29年度	1, 177 (199)	196.1 (33.1)	2, 432 (390)	405.3 (65)
28年度	1, 183 (222)	197.1 (37)	2, 455 (478)	409.1 (79.6)

（ ）は、タクシー